

議案第17号

渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

渋川市長 高木 勉

渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（平成28年渋川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第1条の2第2項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第2条第1項第1号、同項第3号イ（イ）及び同条第3項の表中「ロ（1）に規定する基準」の次に「、同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準、同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準」を加える。

第3条第1項第1号中「ロ（1）に規定する基準」の次に「、同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準、同号イ（1）及びロ（3）に規定する基準、同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準、同号イ（3）及びロ（1）に規定する基準」を、「ロ（2）に規定する基準」の次に「、同号イ（2）及びロ（3）に規定する基準又は同号イ（3）及びロ（2）に規定する基準」を加え、同条第2項の表第1号の項中「ロ（1）に規定する基準」の次に「、同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準、同号イ（1）及びロ（3）に規定する基準、同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準、同号イ（3）及びロ（1）に規定する基準」を、「ロ（2）に規定する基準」の次に「、同

号イ（２）及びロ（３）に規定する基準又は同号イ（３）及びロ（２）に規定する基準」を加える。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第２条及び第３条の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

建築基準法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「消費性能適合性判定」という。）を受ける者、法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「消費性能向上計画」という。）の認定を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（消費性能適合性判定に係る手数料の額）</p> <p>第1条の2 （略）</p> <p>2 法第13条第2項又は第3項の規定により消費性能適合性判定を求める国等及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、前項の規定の例により算出した額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>（消費性能向上計画認定手数料の額）</p> <p>第2条 消費性能向上計画について、法第34条第1項の規定による認定又は法第36条第1項の規定による変更の認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>（1） 一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。次条第1項第1号において同じ。）住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準、<u>同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準、同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準又は同号ただし書に</u></p>	<p><u>渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「消費性能適合性判定」という。）を受ける者、法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「消費性能向上計画」という。）の認定を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（消費性能適合性判定に係る手数料の額）</p> <p>第1条の2 （略）</p> <p>2 法第13条第2項又は第3項の規定により消費性能適合性判定を求める国等及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、前項の規定の例により算出した額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>（消費性能向上計画認定手数料の額）</p> <p>第2条 消費性能向上計画について、法第34条第1項の規定による認定又は法第36条第1項の規定による変更の認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>（1） 一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。次条第1項第1号において同じ。）住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準<u>又は同号ただし書に</u></p>

規定する方法による基準（以下「誘導性能基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準（以下「誘導仕様基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

- (2) (略)
- (3) 住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅等以外の住宅であるものに限る。） 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア (略)

イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) (略)

(イ) 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に規定する基準、同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準、同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準（以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ (略)

- (4)・(5) (略)

2 (略)

3 消費性能向上計画の認定の申請をする者が当該申請に係る消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準、 <u>同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準</u> 、 <u>同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準</u> 又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導性能基準等」という。）	同表の第4欄
-----	---	--------

規定する方法による基準（以下「誘導性能基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準（以下「誘導仕様基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

- (2) (略)

(3) 住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅等以外の住宅であるものに限る。） 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア (略)

イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) (略)

(イ) 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に規定する基準_____又は

同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準（以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ (略)

- (4)・(5) (略)

2 (略)

3 消費性能向上計画の認定の申請をする者が当該申請に係る消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準_____又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導性能基準等」という。）	同表の第4欄
-----	--	--------

	が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄	
(略)		
第3号イ(イ)	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、 <u>同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準</u> 又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
(略)		

4 (略)

(消費性能に係る認定手数料の額)

第3条 法第41条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定(以下「消費性能に係る認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(3)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(3)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ

	が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄	
(略)		
第3号イ(イ)	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準_____又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
(略)		

4 (略)

(消費性能に係る認定手数料の額)

第3条 法第41条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定(以下「消費性能に係る認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準_____

又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ

(2) 及びロ (2) に規定する基準、同号イ (2) 及びロ (3) に規定する基準又は同号イ (3) 及びロ (2) に規定する基準 (以下「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」という。) が適用される建築物並びに同号イ (3) 及びロ (3) に規定する基準 (以下「仕様基準」という。) が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額 (2) ~ (5) (略)

2 消費性能に係る認定の申請をする者が当該申請に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	<u>省令第1条第1項第2号イ (1) 及びロ (1) に規定する基準、同号イ (1) 及びロ (2) に規定する基準、同号イ (1) 及びロ (3) に規定する基準、同号イ (2) 及びロ (1) に規定する基準、同号イ (3) 及びロ (1) に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準 (以下「性能基準等」という。) が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ (2) 及びロ (2) に規定する基準、同号イ (2) 及びロ (3) に規定する基準又は同号イ (3) 及びロ (2) に規定する基準 (以下「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」という。) が適用される建築物並びに同号イ (3) 及びロ (3) に規定する基準 (以下「仕様基準」という。) が適用される建築物にあっては同表の第3欄</u>	同表の第4欄
-----	--	--------

(略)

(2) 及びロ (2) に規定する基準 _____ (以下「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」という。) が適用される建築物並びに同号イ (3) 及びロ (3) に規定する基準 (以下「仕様基準」という。) が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額 (2) ~ (5) (略)

2 消費性能に係る認定の申請をする者が当該申請に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第1条第1項第2号イ (1) 及びロ (1) に規定する基準 _____ _____ _____ _____ _____又は同号ただし書に規定する方法による基準 (以下「性能基準等」という。) が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ (2) 及びロ (2) に規定する基準 _____ _____ _____ (以下「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」という。) が適用される建築物並びに同号イ (3) 及びロ (3) に規定する基準 (以下「仕様基準」という。) が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
-----	--	--------

(略)